

所管部課	教育部教育総務課		部長	小 俣 学	
件 名	東大和市教育委員会における東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例施行規則について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例施行規則			
	部課機関	デジタル政策課			
1. 要 旨					
<p>教育委員会において、「東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに本規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 市長が定める「東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例施行規則」に準じた取扱いとする。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 教育委員会においても、他の行政機関と同様に、デジタル技術を活用した行政の事務等の推進を図ることができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書課において審査済み ・ 令和5年3月20日に、市議会において「東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例」が原案可決 ・ 令和5年3月28日に、教育委員会定例会において承認済み 					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。